

雫石町公共物使用料新旧対照表

令和6年4月1日以降

1 使用料

区 分		単 位	旧使用料	新使用料
柱 類	第1種電柱	1本につき1年	380円	550円
	第2種電柱		590円	840円
	第1種電話柱		340円	490円
	その他の柱類		34円	49円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	3円	5円
地下電線その他地下に設ける線類			2円	3円
広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	830円	670円
管 類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	14円	21円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満		20円	29円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満		31円	44円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満		41円	59円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満		61円	88円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満		82円	120円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満		140円	210円
	外径が0.7メートル以上1.0メートル未満		200円	290円
	外径が1.0メートル以上のもの		410円	590円
耕地		1アールにつき1年	420円	420円
採草放牧地			170円	170円
その他	工作物を設置する場合	1平方メートルにつき1年	40円	40円
	工作物を設置しない場合		30円	30円